

フィリピン残留日本人の 国籍回復を求める声を日本政府に届けよう！



戦争が終わって73年が経つ今も、救済されずに置き去りにされた日本人孤児がいます。日本人移民を父として、戦前から戦中にかけてフィリピンで生まれた2世たちです。戦前、ミンダナオ島ダバオをはじめフィリピン全土に数万人規模で邦人社会が存在していました。

太平洋戦争が始まると、フィリピンは日米の激戦地となります。多くの邦人が戦争協力を強いられ、2世たちの運命は大きくゆがみました。日本人の父は戦死し、あるいは戦後日本へ強制送還されて、多くのフィリピン残留2世たちがフィリピン人の母とともに、あるいは孤児となって取り残されたのです。



残留2世たちは、反日感情の強いフィリピンで日本人であることを隠して厳しい戦後を生きてきました。日本人の父を持つ残留者たちは、当時の日比の国籍法に照らして日本人ですが、「戸籍」がないために「事実上の無国籍状態」に放置されていました。今、この残留孤児たちが、日本国籍回復を求めて声を上げています。

未だに無国籍状態に放置されている残留日本人

1,177人(亡くなった人を含めると2,625人)

「すべての者は、国籍を取得する権利を有する」(世界人権宣言第15条)
「無国籍者の地位に関する条約」をアジアでいち早く批准したフィリピン共和国は、現在、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) と連携し、フィリピン残留日本人に対して「無国籍者認定」を行い、無国籍状態によるさまざまな弊害の軽減に取り組んでいます。

今度は日本政府が行動する番です。

残された時間はわずかです。日中両政府間の協議に基づいて肉親捜し等の支援を行ってきた中国残留孤児と同様、戦争によって破壊された邦人社会の末裔たち、フィリピン残留日本人の国籍回復のための政府の早急な取り組みを要望します。

要 望 書

内閣総理大臣殿
参議院議長 殿
衆議院議長 殿

- 1 厚生労働省は、厚生労働省設置法、同組織令、同組織規則に基づき、中国残留邦人と同様にフィリピン残留日本人についても、その状況調査並びに身上資料（フィリピン残留日本人名鑑）の作成・保管を行ってください。
- 2 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」（以下中国残留邦人等支援法という）に係る通知等を改正し、フィリピン残留日本人を同法の援護対象としてください。
- 3 中国残留邦人等支援法12条を改正し、「中国残留邦人等」に対する「就籍その他戸籍に関する手続きを行う場合の便宜の供与」が、日本に永住帰国していないフィリピン残留日本人にも供与されるようにしてください。

氏 名	住 所

第1次集約 2018年9月15日

呼びかけ団体

・NPO 法人フィリピン日系人リーガルサポートセンター
・日本財団



【取りまとめ送付先】

NPO 法人
フィリピン日系人リーガルサポートセンター
160-0003 新宿区四谷本塩町 4-15 新井ビル3F
TEL 03-3355-8861 FAX 03-3355-8862
info@pnlsc.com http://pnlsc.com/

取り扱い団体

- * いただいた署名は、政府ならびに国会へ提出する以外の目的では使用いたしません。
- * 署名をお送りいただく際は、FAX ではなく郵便や宅配便で原本をお送りください。